

# 上ノ国町若年者等雇用奨励金交付要綱

平成29年4月12日  
告示第25号

改正

令和4年3月18日告示第9号

(目的)

**第1条** この要綱は、町内における若年者等の雇用機会の拡大及び雇用環境の充実を図るために、上ノ国町若年者等雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を事業者に交付することにより、事業者の経営基盤の強化及び若年者等の町内定住化を促進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内に主たる事業所（事務所、工場、店舗等）を有する事業者をいう。
- (2) 対象雇用者 雇い入れ時の満年齢が36歳未満の者（過去に同一事業所に正規雇用されていた者（この号に掲げるイからキまでの規定に該当する者をいう。）を除く。）で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 採用から3年を経過していない労働者であること。
  - イ 期間の定めのない契約により雇用された労働者又は採用した日の翌日から6ヶ月以内に期間の定めのない契約により雇用される見込みのある労働者であること。
  - ウ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者として雇用されている労働者でないこと。
  - エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業により派遣されている労働者でないこと。
  - オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている労働者であること。
  - カ 事業所が健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の場合には、同条第1項に規定する被保険者として雇用されている労働者であること。
  - キ 事業所が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に規定する適用事業所の場合には、第9条に規定する被保険者として雇用されている労働者であること。

(交付対象事業者)

**第3条** 奨励金の交付対象とする事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、対象雇用者を雇用している事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 町内に住所を有する主な事業所があること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 事業主及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国、地方公共団体その他これに準ずる公益性が高いと認められる法人及び団体でな

いこと。

(6) 国及び地方公共団体から運営費、人件費等の補助金又は委託料等の交付を受けていないこと。

(交付対象経費)

**第4条** 奨励金の交付対象となる経費（「助成対象経費」という。）は、次の全ての要件を満たす対象雇用者に支給する給与に相当する費用とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本町に住所を有し、かつ、本町に生活の本拠を有していること。

(2) 町税等を滞納していないこと。

(奨励金の額)

**第5条** 奨励金の額は、交付対象事業者が対象雇用者に支給する給与額の2分の1以内とする。ただし、対象雇用者1人につき次に掲げる額を上限とする。

(1) 採用の日から1年間 総額60万円

(2) 採用後1年を経過した日から1年間 総額40万円

(3) 採用後2年を経過した日から1年間 総額20万円

(奨励金の交付申請)

**第6条** 奨励金の交付を受けようとする事業者は、対象雇用者を採用した日から起算して6ヶ月を経過した時点で、及び、その後6ヶ月を経過するごとに、当該期間に支払した交付対象経費の範囲内で、奨励金の交付を申請することができる。

2 前項の申請は、上ノ国町若年者等雇用奨励金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 対象雇用者の労働条件通知書（雇用通知書）等の写し

(2) 対象雇用者の給与支払明細書、賃金台帳等の写し

(3) 対象雇用者の社会保険及び雇用保険加入等を確認できる書類の写し

(4) 対象雇用者の住民票（6箇月以内に発行されたもの）

(5) 事業者及び対象雇用者の町税納税証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

**第7条** 町長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し交付の可否を決定し、上ノ国町若年者等雇用奨励金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号又は別記様式第2号イ）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

**第8条** 奨励金の交付決定を受けた事業者は、上ノ国町若年者等雇用奨励金交付請求書（別記様式第3号）により、町長に請求することができる。

2 町長は、前項の請求を受理したときは、遅滞なく奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

**第9条** 町長は、奨励金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、上ノ国町若年者等雇用奨励金交付取消決定書及び返還命令書（別記様式第4号）により交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分の奨励金の返還を命ずるものとする。ただし、町長がやむを得ない特別の事情があると認めた場合には、当該奨励金の返還を免除することができる。

(1) 交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 奨励金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号のほか町長が取消しが適当と判断したとき。

(雑則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則** (平成29年4月12日告示第25号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則** (令和4年3月18日告示第9号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



上ノ国町長 様

住所(主たる事務所の所在地)  
氏名(その名称及び代表者氏名) ㊞

上ノ国町若年者等雇用奨励金交付申請書

上ノ国町若年者等雇用奨励金の交付を受けたいので、上ノ国町若年者等雇用奨励金交付要綱第6条に基づき次のとおり申請します。

記

1 事業者に関する事項

- (1) 主たる業種
- (2) 主たる事業内容
- (3) 従業員数

2 対象雇用者に関する事項

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 採用年月日 年 月 日
- (4) 雇用保険資格取得年月日 年 月 日
- (5) 上記採用年月日以前の正規雇用の有無 有 ・ 無

3 奨励金に関する事項

- (1) 申請する雇用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日
- (2) 交付対象経費 円
- (3) 交付申請額 金 円

4 添付書類

年 月 日

様

上ノ国町長



上ノ国町若年者等雇用奨励金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった上ノ国町若年者等雇用奨励金交付申請については審査の結果、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 対象雇用者に関する事項

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 採用年月日 年 月 日
- (4) 申請された雇用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

2 交付決定に関する事項

- (1) 交付決定日 年 月 日
- (2) 交付決定番号 上ノ国町指令第 号
- (3) 交付決定額 金 円
- (4) 交付決定した雇用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

3 交付条件

上ノ国町若年者等雇用奨励金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

様

上ノ国町長



上ノ国町若年者等雇用奨励金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった上ノ国町若年者等雇用奨励金交付申請については審査の結果、次のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 対象雇用者に関する事項

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 採用年月日 年 月 日
- (4) 申請された雇用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

2 不交付の理由

別記様式第3号（第8条関係）

上ノ国町若年者等雇用奨励金交付請求書

年 月 日付け上ノ国町指令第 号で交付決定のあつた上ノ国町若年者等雇用奨励金について、上ノ国町若年者等雇用奨励金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり請求します。

1 対象雇用者に関する事項

- (1) 氏 名  
(2) 住 所  
(3) 採用年月日 年 月 日

2 交付決定に関する事項

- (1) 交付決定額 金 円  
(2) 交付決定された雇用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

3 請求に関する事項

- (1) 請 求 額 金 円  
(2) 請求する雇用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

年 月 日

上ノ国町長 様

住所(主たる事務所の所在地)  
氏名(その名称及び代表者氏名) ㊞



年 月 日

様

上ノ国町長



上ノ国町若年者等雇用奨励金交付取消決定書及び返還命令書

年 月 日付け上ノ国町指令第 号で交付決定した上ノ国町若年者等雇用奨励金について、上ノ国町若年者等雇用奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり交付決定の全部又は一部を取り消したので奨励金の返還を命じます。

記

1 対象雇用者に関する事項

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 採用年月日 年 月 日

2 交付に関する事項

- (1) 既に交付した額 金 円
- (2) 交付年月日 年 月 日
- (3) 交付対象雇用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

3 返還命令に関する事項

- (1) 取消区分 全 部 ・ 一 部
- (2) 返還命令額 金 円
- (3) 返還の理由